

## 沖縄県介護支援専門員協会会費規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）定款第12・13条の規定に基づく入会金及び会費について必要な事項を定める。

(年会費の有効期間)

第2条 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる1年とする。

(入会の申請)

第3条 新規に入会しようとする者は、所定の入会申込書に入会金、会費を添えて、提出しなければならない。

2 退会の届け出がない限り入会については自動継続とする。

(退会に伴う入会金及び会費の取扱)

第4条 年度の途中で退会する場合は、当該年度の会費を納入するものとする。

2 年会費を1年間滞納すると退会（会員資格喪失）となるが、但し滞納した年会費は納入するものとする。

3 新規入会の場合は滞納した会費を納入した上で入会となる。

(入会金)

第5条 入会金については次のとおりとする。

- |          |         |
|----------|---------|
| (1) 正会員  | 1, 000円 |
| (2) 特別会員 | 1, 000円 |
| (3) 賛助会員 | 5, 000円 |

(会費)

第6条 会費については次のとおりとする。

- |          |          |
|----------|----------|
| (1) 正会員  | 2, 000円  |
| (2) 特別会員 | 2, 000円  |
| (3) 賛助会員 | 10, 000円 |

(日本介護支援専門員協会への入会)

第7条 本会の入会により、日本介護支援専門員協会（以下「日介協」という。）への入会が可能となる。但し入会は任意加入とする。

2 日介協の入会手順により、日介協定款第41条に基づき本会を沖縄県支部として位置づける。

3 日介協への入会等については日介協の規程を準用する。

(入会金及び会費の入金)

第8条 入金方法については、次のとおりとする。

2 入金方法については原則として口座引き落としとするが、口座振り込みも選択できるものとする。なお、手数料などは個人負担とする。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年3月21日から施行する。
- 2 この規約は、平成22年5月15日から施行する。